

# 平成 27 年度 事業計画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

---

# 目 次

---

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1 平成27年度運営方針及び基本方針 | 1  |
| 1 運営方針              |    |
| 2 基本方針              |    |
| 第2 法人の概要            | 2  |
| 1 法人の概要             |    |
| 2 組織図               |    |
| 第3 事業計画             |    |
| 1 法人事務局             | 3  |
| 2 心身障害者福祉センター       |    |
| (1) 障害者支援施設         | 5  |
| (2) 附属リハビリテーション病院   | 7  |
| (3) 体育館             | 9  |
| 3 洛南寮               |    |
| (1) 養護老人ホーム         | 10 |
| (2) ヘルプ洛南           | 12 |
| (3) 救護施設            | 13 |
| 4 東山母子生活支援施設        | 15 |
| 5 視力障害者福祉センター       | 17 |
| 6 桃山学園              |    |
| (1) 障害児入所施設         | 19 |
| (2) 児童養護施設          | 21 |
| 7 こども発達支援センター       | 23 |
| 8 発達障害者支援センター       | 25 |
| 9 在宅福祉支援センター        | 26 |

# 第1 平成27年度運営方針及び基本方針

## 1 運営方針

平成27年度は、第二期の指定管理期間及び第二次新経営改善基本計画の最終年度を迎え、前年度、収入が大きく落ち込み、予算化した積立金の取崩額135,000千円を上積みせざるを得ない決算を見込んでおり、自立経営をめざす法人の財務基盤を揺るがす非常事態ともいえる状況となった。

こうした中、平成27年度は全職員が危機感をもって、安定した財務基盤の下で質の高い福祉サービスを提供する法人としての確たる実績を残し、次期も指定管理者に値する法人として認知される取組みを行わねばならない。

このため、まず、各種事業における定数（定員）を充足するため、サービス内容の充実はもとより職員の資質向上、短期入所の利用促進等に努める。また、新たに始めた在宅福祉事業については、その定着と拡充を図り、地域社会から信頼され安心した福祉サービスを提供できる経営、施設運営を行い、指定管理者に相応しい財務基盤の確立のための取組みを強化する。

前年度に着手した業務改善の取組みは、事業団の現状や各施設の将来ビジョンを職員間で共有し、既成概念を捨て、すべての分野を総点検してより効率的・効果的な運営を行い、経営の健全化を図ろうとするものである。その成否は今後の法人のあり方を左右するものであり、今年度の最重点取組み事項とする。

更に、「福祉は人なり」をモットーに、人材育成と職員の満足度向上への取組みは引き続き強化し、職員一人ひとりが健康で生き活きと働ける、活気溢れる職場環境づくりや職員間交流、勤労意欲の喚起につながる取組みを実施する。

## 2 基本方針

- 1 新経営改善基本計画に基づき、職員の経営意識を更に向上させ、効率的かつ効果的な法人経営に努めます。
- 2 コンプライアンス（法令遵守）の徹底と、ガバナンス（統治）の強化に努めるとともに、アカウントビリティ（説明責任）を果たすことで、一層、法人の公平性・透明性を確保します。
- 3 社会福祉施設職員としての教養を高め、専門技術の向上を図り、利用者ニーズに応え得る人材育成に努めます。
- 4 利用者本位の事業運営と地域福祉の貢献に努め、利用者や地域社会から信頼され、選ばれる施設づくりに努めます。

### 《京都府社会福祉事業団 基本理念》

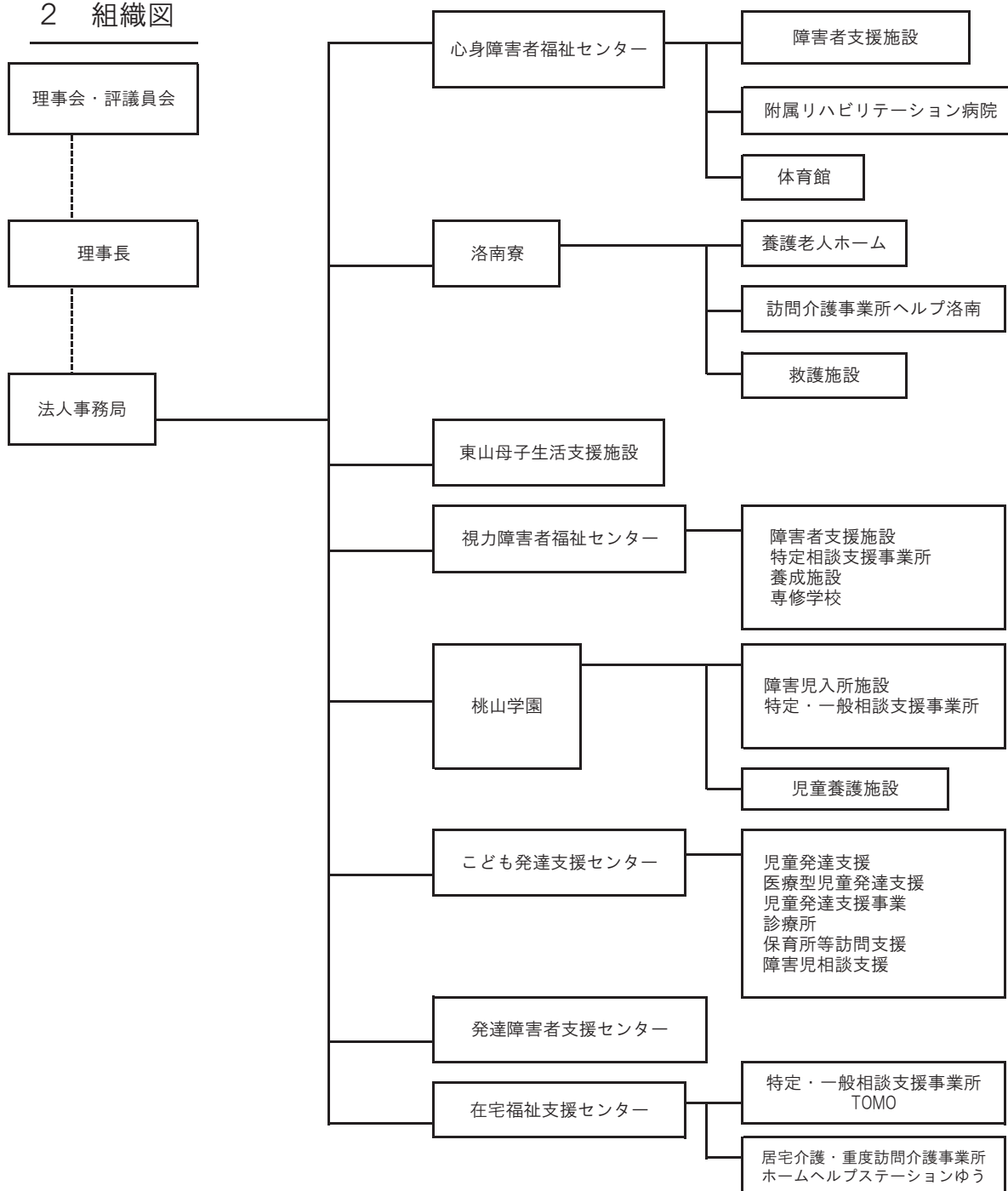
- 1 社会福祉施設としての公的責任を果たす施設であること
- 2 利用者の権利を擁護し、利用者本位の、利用者には選ばれる施設であること
- 3 地域福祉の向上のため、地域との連携を図り、地域から信頼され、地域に開かれた施設であること
- 4 主体性のある法人・施設をめざすこと

## 第2 法人の概要

### 1 法人の概要

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 法人名    | 社会福祉法人 京都府社会福祉事業団       |
| 代表者名   | 理事長 塩見 司郎               |
| 設置主体   | 京都府                     |
| 基本金    | 10,000,000円             |
| 設立年月日  | 昭和52年8月2日               |
| 主たる事務所 | 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地 |

### 2 組織図



## 第3 事業計画

### 1 法人事務局（法人全体）

#### 【運営方針】

平成27年度は、自立経営を視野に入れた組織・財務基盤の確立をめざし、法人の中核的な役割を担う部署として、各種取組みの進行管理を厳格に行うとともに、法人内の連携強化につながる情報の共有と発信に一層努めることとする。

特に、次期指定管理者の指定を確かなものとするため、各施設と一体となって法人の最重点の取組みである「業務改善プロジェクト」の成功のため、全力を尽くす。

また、新賃金制度及び人事考課制度についても、新たな課題への的確な対応と運用の円滑化を図り、人材育成の取組みを強化する。

さらに、活気溢れる職場づくりにつながる新たな企画の実施や、法人・施設を地域社会へ浸透させるための広報活動強化に、引き続き取り組むこととする。

#### 【事業計画】

#### 1 財務基盤の確立

##### (1) 健全経営に向けた取組み

- ア 三半期予算管理制度と収入支出予算の厳格管理
- イ 利用状況や収支実績の分析・評価を行う「経営検討会議」の開催（月1回）

##### (2) 業務改善の実施

- ア 施設プロジェクト・推進プロジェクトによる施設内業務の総点検・見直し
- イ 推進事務局及び経営コンサルタント会社と連携した業務改善の進行管理

##### (3) 新たな在宅福祉事業（自主事業）の定着と拡充

#### 2 組織体制の強化

- (1) 在宅事業所間の統括を行う在宅福祉支援センターの設置
- (2) 人事情報データベースを活用した人事管理の徹底
- (3) 危機管理組織体制の再整備（緊急災害時応援体制の構築・対応フローの見直し等）

#### 3 効率的・効果的な事業運営

- (1) 業務改善の取組みによる効果的な人員配置と経費削減対策の実施
- (2) 円滑な総務事務一元化の推進
- (3) システム（福祉見聞録・福祉の森）活用による効果的な情報共有
- (4) 広報委員による効果的な広報活動の実施（新規）
- (5) 在宅福祉支援センターパンフレットの作成

#### 4 人材の育成と確保

- (1) 人事考課制度の円滑運用
- (2) 人材育成の強化をめざしたキャリアパス（医療を除く）の構築（新規）
- (3) 階層別人材育成計画の策定とそれに基づく研修受講管理の徹底（新規）
- (4) 介護技術向上をめざした介護講座や介護技術コンクールの実施（新規）
- (5) 契約職員対象の研修開催と外部研修への積極的な派遣（新規）
- (6) 効果的な職員採用方策の実施（ホームページの活用等）

#### 5 多様なニーズに応じた新たな福祉事業の開設

- (1) 訪問看護事業、居宅介護支援事業、移動支援事業等の開設準備
- (2) 求職者を対象とした介護職員初任者研修の開催

#### 6 活気溢れる職場づくり

- (1) 「笑顔で対応」・「あいさつ励行」を徹底した明るい職場づくりの推進
- (2) クリーンタイムの実施等職場の整理整頓・安全清潔の徹底
- (3) 職員の心身の健康維持や職場活性化につながる取組み実施

## 2 心身障害者福祉センター

### (1) 障害者支援施設

#### 【運営方針】

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設として、身体障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の生活介護や生活能力維持・向上につながる訓練を行うとともに、利用者の自立心を尊重し、基本的人権・尊厳に配慮した支援を行う。

また、常に定員の確保を図りつつ、利用者が昼間に他の生活介護事業所に行くなど、生活に変化をもたせ、うるおいのある日常生活を送ることができるようにしていく。

併せて、在宅の利用者を受け入れるための送迎体制の整備を行うとともに、成年後見制度を積極的に活用し、利用者の権利擁護を図る。

なお、生活訓練事業所ひまわりにおいては、高次脳機能障害者に対して、附属リハビリテーション病院の専門外来との連携のもと、社会復帰、復職に向けて専門的な自立訓練を行い、早期の社会復帰を図る。

#### 【事業計画】

#### 1 安心安全な福祉サービスの提供

##### (1) 施設サービスの充実

ア 利用者の意向を明確にしたケアプランの作成と定期的な見直し

イ 相談支援事業所TOMOと連携した利用者の地域生活移行の推進（目標：1名）

ウ 無断外出など危険回避ができてにくい利用者の安全を確保するために、ICタグ、GPS等の所在確認装置の積極的な活用

エ 介護（移乗・食事・排泄等）研修の実施（目標：年3回）

##### (2) 成年後見制度（保佐人等）の利用申立の推進（目標：2名）

##### (3) 事故及び虐待防止に向けた取組み

ア 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

イ 「事故防止委員会」による検証と改善策強化

##### (4) 計画的な設備整備の実施

ア 移動式移乗用リフター、簡易移乗機の導入による移乗・移動等の利用者の安全の確保及び介護者の負担軽減

イ 施設内の安全対策・老朽設備の更新

ウ 施設周辺の樹木剪定、花壇整備等による利用者アメニティーの確保

#### 2 定員の充足及び利用者増への取組み

(1) 入所希望者待機リスト等を活用し、迅速な選考会議の開催による定員の充足

(2) 在宅者の日中生活介護受入れの促進（目標：3名）

- (3) 相談支援事業所TOMO及びホームヘルプステーションゆうとの連携による施設活用の推進
- (4) 高次脳機能障害専門外来との連携による生活訓練事業所ひまわりの登録者増  
(目標：登録者数13名)

### 3 効率的・効果的な事業運営

- (1) 業務改善方策の策定・実施
- (2) 職員勤務シフト等を調整し、送迎に必要な体制を確保することにより、通所及び短期利用者に対する送迎サービスの実施（送迎加算13単位/回）
- (3) 障害支援区分の定期的な見直し及び区分変更申請

### 4 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

- (1) 地域に対する施設機能の積極的な提供  
近隣の生活介護事業所への日中通所の継続実施（目標：3名）
- (2) 就労継続B型事業の利用促進（目標：3名）
- (3) 生活訓練事業所ひまわりの円滑な運営（継続）
  - ア OT・支援員による機能訓練の継続実施
  - イ 関係機関との連携により社会復帰を図る。（目標：1名）

### 5 活気溢れる職場づくり

- (1) 笑顔による挨拶の励行
- (2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施
  - ア 基本理念の唱和（毎日 朝礼時）
  - イ 職員倫理綱領の唱和（毎月 職員会議時）
  - ウ 5S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続実施
- (3) 利用者の人権や尊厳等の権利擁護研修の実施（2回/年）
- (4) 提案制度及び研究発表大会への積極的参加



## 2 心身障害者福祉センター

### (2) 附属リハビリテーション病院

#### 【運営方針】

京都府南部における地域医療への貢献するよう、附属リハビリテーション病院の特色を活かし、独自の医療サービスを提供することで多くの方々に利用いただき、地域の皆様からの信頼に応え得る病院運営をめざす。

まず、整形外科領域では、運動器疾患に対する手術とリハビリテーションとを一貫して行うことや京都府立医大と連携した関節疾患及びリウマチ性疾患の受入体制を整備するとともに、先進的医療機器や技術についても積極的に活用する。

また、高齢化に伴って増加している、骨粗鬆症の検査や治療についても力を入れて行い、近隣の医療機関や社会福祉施設との連携を図ることとする。

さらに、高次脳機能障害専門外来においては、生活訓練事業所ひまわりと連携し、患者の社会復帰を支援し、京都府南部の高次脳機能障害対応医療機関の中核医療施設としての役割を果たすよう取り組む。

#### 【事業計画】

#### 1 安心安全な福祉サービスの提供

##### (1) 安全管理対策の強化

- ア 院内ラウンドによる医療安全対策、感染防止対策の継続実施
- イ 医療安全管理マニュアル、感染防止対策マニュアルの随時見直し
- ウ インシデント報告、アクシデント報告の検証とフィードバック
- エ 医療安全対策、感染防止対策をテーマとした院内講習会の継続実施  
(4回/年)

##### (2) 計画的な設備整備の実施

- ア 院内の安全対策及び病院環境整備に配慮した老朽設備の更新等計画的実施
- イ 施設周辺の樹木剪定、花壇整備等による利用者アメニティーの確保

##### (3) 患者の立場に立った快適な病院づくり

「患者アンケート調査」、院内設置「意見箱」によるニーズの把握及び改善策の検討と実施

##### (4) 敷地内禁煙の試行

#### 2 定員の充足及び利用者増への取組み

##### (1) 利用料収入増の取組み実施

目標：1日あたりの外来患者数 110名  
1日あたりの入院患者数 22名（病床利用率90%）

##### (2) 入院・外来患者の増加対策

- ア 京都府立医大の整形外科教室、リウマチセンター、リハビリテーション医学教室との連携拡充による患者の積極的受入れ

- イ 三次元画像解析装置（Mimics）、骨塩定量測定装置（DEXA）、高精度超音波装置など機器の有効活用やボトックス治療の継続
  - ウ 他病院からのリウマチ患者の積極的受入れや地域住民を対象とした疾病の講習会の実施(新規)、また京都府南部地域における医療関係者向け講演会の定期開催（新規 年4回）
  - エ リウマチ患者の生物学的製剤を用いた先進的治療及び手術の積極的実施
  - オ 近隣市町への広報紙や京阪バスの車内放送による病院情報の継続的な提供及び案内
- (3) 地域との連携強化  
地域住民対象の「出前講座」及び「骨密度測定」の継続実施
- (4) 近隣社会福祉施設への広報活動や口腔ケア教室の実施による障害児（者）歯科患者の積極的受入れ（目標：15名/年）
- (5) 術前口腔ケア実施による歯科患者の増（新規 目標：30名/年）
- 3 効率的・効果的な事業運営
- (1) リハビリ業務体制の効率的運用による訓練単位数増加対策の継続実施
  - (2) 高次脳機能障害専門外来の利用促進及び入院患者の受入れ拡充（新規患者 6名/年）
  - (3) 医薬品在庫管理の徹底
  - (4) 判断基準の標準化を目的とした病院ハンドブックの作成（継続）
  - (5) 研究設備の充実等、研究環境の整備
  - (6) 学会等への積極的な研究発表及び論文の発表  
研修会参加者の院内伝達講習会の実施
- 4 多様なニーズに応じた医療事業の実施
- (1) 先進的医療機器を用いた診療による個別治療の実施
  - (2) 高次脳機能障害対応医療機関としての機能の充実
    - ア 合同会議の開催等による生活訓練事業所ひまわりとの連携強化
    - イ 京都府リハビリテーション支援センターと連携した高次脳機能障害患者ケース検討会の実施（年4回）
    - ウ 就労事業所等との合同会議の開催による退院患者の社会復帰に向けたアフターケアの充実
- 5 活気溢れる職場づくり
- (1) 挨拶の励行及びクリーンタイムの継続実施
  - (2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施
    - ア 医療チームとして向上心、探求心を追求する院内研修の実施（年12回）
    - イ 学術集会における研究発表や論文発表によるスキルアップ

## 2 心身障害者福祉センター

### (3) 体育館

#### 【運営方針】

心身障害者福祉センターの附属施設として、利用者の身体運動や日中活動の支援を行うとともに、京都府南部地域における障害者等のスポーツ・レクリエーションの活動拠点・地域交流施設としての役割を果たす。

#### 【事業計画】

- 1 多様なニーズに応じた福祉事業の実施
  - (1) 利用者サービスの向上
    - ア 障害者支援施設の利用者に対し、身体的機能の維持・向上や日中活動の充実を目的とした身体活動に関する支援の実施
    - イ 高次脳機能障害者支援（生活訓練）の一環としてのスポーツ・レクリエーションサービスの実施
    - ウ 事業団他施設へのスポーツ教室等の継続実施
  - (2) ホームページによるタイムリーな情報提供
  - (3) 京都府南部地域の障害者スポーツ事業の継続実施
    - ア 障害者スポーツのつどい（年12回）
    - イ 障害者スポーツ教室（アーチェリー、バドミントン、卓球、テニス等）の開催と各教室の成果を試す大会等の開催
    - ウ ゴールボール等パラリンピック参加者への協力
- 2 安心安全な福祉サービスの提供
  - (1) ヒヤリハット報告の検証による利用者の事故防止徹底
  - (2) 感染症予防対策の徹底  
附属リハビリテーション病院の医療安全マニュアルに沿った予防策の徹底
- 3 活気溢れる職場づくり
  - (1) 笑顔による挨拶の励行
  - (2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施
    - ア 基本理念の唱和（毎日 朝礼時）
    - イ 職員倫理綱領の唱和（毎月 職員会議時）

### 3 洛南寮

#### (1) 養護老人ホーム

##### 【運営方針】

利用者一人ひとりの人権を尊重し、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、利用者の健康増進と介護予防に取り組む。

また、利用者支援の充実と職員の資質向上に一層力を入れ、定員の充足を最重要課題として積極的に関係機関・団体等に対する要請と適時の情報提供や地域に向けた広報活動を行う。加えて、職員の虐待防止意識の醸成に努め、ヒヤリ・ハット事案報告の徹底とその分析・検証を行うとともに、直ちに改善等を講じ、地域から信頼され選ばれる施設づくりをめざす。

さらに、短期入所事業を新たに開始し、より多くの在宅高齢者への支援も行うことで地域貢献に努めることとする。

##### 【事業計画】

#### 1 安心安全な福祉サービスの提供

##### (1) 施設サービスの充実

###### ア 自立をめざした利用者支援の実施

- ・個々の状態に応じた金銭管理や買い物、調理等への支援
- ・地域での生活体験につながる公共交通機関利用へのサポートやガイドヘルパー利用による外出支援実施

###### イ 健康増進・介護予防活動の充実

- ・グループでの機能維持プログラム（体操、ウォーキング、ケアビクス、嚥下体操等）の実施
- ・個別での認知症進行予防プログラム（記憶力、計画力等の認知機能低下予防のため、音楽や塗り絵、日記、買い物計画等の支援）の実施

###### ウ 健康管理の充実

- ・熱中症や感染症予防を目的とした、消毒等衛生管理の徹底と利用者への啓発
- ・「感染症対策委員会」による対策検討や分析実施（3ヶ月に1回）
- ・居室内禁煙及び施設内分煙の徹底・健康指導

##### (2) 事故及び虐待防止に向けた取組み

###### ア 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

###### イ 「事故防止委員会」（毎月）による検証と改善策強化

###### ウ 「虐待防止委員会」（新規/年6回）による不適切な支援改善策の検討及び啓発

###### エ 利用者の人権擁護や虐待防止研修の実施（年4回）

(3) 計画的な施設整備の実施

- ア 明るい雰囲気のある玄関等の改修
- イ 草刈り等環境美化活動の実施（月1回）
- ウ 無断外出防止のため、職員による利用者観察や所在確認の強化と合わせて感知センサー設置などハード面の整備
- エ 老朽化した設備・備品の計画的更新

2 定員の充足及び利用者増への取組み（目標：定員100名充足）

- (1) 関係機関（福祉事務所・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・病院等）への訪問等による情報提供及び入所要請（1回/月）
- (2) 地域生活困難者に対する在宅支援と施設入所に向けた体験を目的とした私的契約による短期入所事業の実施（目標：利用者実人数5名）
- (3) 介護報酬増収に向けた対策チームによる、外部サービス利用型特定施設利用者の契約促進やサービス内容の見直し・点検、効率的な勤務体制の確立（目標：契約者数30名、サービス提供時間数800時間/月）
- (4) 関係機関からの入所打診に対する継続的な追跡調査

3 効率的・効果的な事業運営

- (1) 業務改善推進プロジェクトにより抽出された課題改善策や業務省力化の実施
- (2) 利用者の介護状況等に合わせた日課や変則勤務体制の見直し
- (3) 病院、診療科や施設間連携による通院グループの見直し・整理

4 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

- (1) 地域に対する施設機能の開放
  - ア 私的契約による短期入所事業及び利用者に対する送迎サービスの実施
  - イ 介護相談会・施設見学会の実施（年2回）
  - ウ 介護技術講習など地域住民のニーズに合わせたボランティア講習会の実施（年2回）
  - エ 地域清掃活動による地域貢献（月1回）

5 活気溢れる職場づくり

- (1) 接遇を重視し、挨拶や言葉遣いを職員同士で注意しあう、明るく笑顔ある職場づくりの推進
- (2) 施設（養護老人・救護）の相互応援や人事交流による情報共有・連携の強化

### 3 洛南寮

#### (2) ヘルプ洛南（訪問介護事業所）

##### 【運営方針】

地域で介護を必要とする高齢者への訪問介護サービスを提供し、住み慣れた土地で安心して暮らすことができるよう支援する。

また、養護老人ホームで開始する短期入所事業とも連携して、在宅時にはヘルプ洛南が支援を行うなど、それぞれの側面からサポートできる体制をつくり、地域の居宅介護支援事業所等関係機関に対して、利用に向けた広報を積極的に行う。

さらに、介護保険適用外サービス（私的契約）の内容も充実させて、幅広い支援を行うよう努める。

##### 【事業計画】

#### 1 安心安全な福祉サービスの提供

- (1) 利用者の心身の状況、意向を踏まえた訪問介護計画を作成し、きめ細やかなサービス提供により快適な在宅生活を支援する。
- (2) 地域の居宅介護支援事業所と連携し、モニタリングを実施し、利用者の要望や心身状況の把握に努める。
- (3) 円滑なサービス提供に向けた職員体制の整備

#### 2 利用者増への取組み（目標：新規契約者5名）

- (1) 地域の居宅介護支援事業所、地域包括支援センターへの訪問及びサービス担当者会議による連携と利用者ニーズの把握（1回/月）
- (2) 介護相談会、施設見学会の実施（年2回）

#### 3 効率的・効果的な事業運営

養護老人ホームとともに業務省力化や勤務時間配分の見直しによる効率的・効果的な職員体制づくり

#### 4 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

- (1) 地域の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等関係機関との情報交換によるニーズ把握
- (2) 在宅高齢者に対する介護保険適用外のサービス（通院付き添い・家事援助等）実施による緊急一時支援

### 3 洛南寮

#### (3) 救護施設

##### 【運営方針】

利用者一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で安心できる暮らしの提供と、地域社会での自立をめざした支援を行う。

近年は、身体の機能低下による事故や疾病も増えており、無断外出や感染症予防と併せてリスク対応の一層の強化が必要であるが、特に、職員の虐待防止意識の醸成に努め、ヒヤリハット事案報告の徹底とその分析・検証を行うとともに直ちに改善等を講じ、地域から信頼され選ばれる施設づくりをめざす。

さらに、生活困窮者の緊急保護支援を目的とした、一時入所及び緊急入所の受入れや、循環型セーフティーネットの役割を果たす施設をめざすよう、利用者の地域生活又は他法施設への移行促進に努めるなど、地域福祉を担う社会資源となるように関係機関と連携しながら取り組んでいく。

##### 【事業計画】

#### 1 安心安全な福祉サービスの提供

##### (1) 施設サービスの充実

###### ア 地域生活移行への取り組み（目標：3名）

- ・社会的自立訓練（居宅生活・金銭管理・単独外出等）の実施
- ・実施機関との連携の上、地域移行目的の利用者を受入れ
- ・施設内作業及び就労移行支援事業所業務（法人内清掃）への派遣
- ・独自の自立評価表作成による目標達成度の確認

###### イ 健康増進・機能維持訓練の実施

- ・体操・ウォーキング・園芸活動やスポーツ教室等の実施
- ・地域での生活体験につながるガイドヘルパー利用による外出支援の実施

###### ウ 健康管理の充実

- ・熱中症や感染症予防を目的とした消毒等衛生管理の徹底と利用者への啓発
- ・「感染症対策委員会」による対策検討や分析実施（1回/3ヶ月）
- ・居室内禁煙及び施設内分煙の徹底・健康指導

##### (2) 事故及び虐待防止に向けた取り組み

###### ア 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

###### イ 「事故防止委員会」（毎月）による検証と改善策強化

###### ウ 「虐待防止委員会」（新規 年6回）による不適切な支援改善策の検討及び啓発

###### エ 利用者の人権擁護や虐待防止研修の実施（年4回）

##### (3) 計画的な設備整備の実施

###### ア 明るい雰囲気のある玄関等の改修

- イ 草刈り等環境美化活動の実施（月1回）
- ウ 無断外出防止のため、職員による利用者観察や所在確認の強化と合わせて感知センサー設置などハード面の整備
- エ 老朽化した設備・備品の計画的更新

## 2 定員の充足及び利用者増への取組み（目標：定員100名充足）

- (1) 地域生活困窮者や精神疾患を有する利用者の受入れに向けた福祉事務所や病院等との連携強化
- (2) 循環型セーフティーネット施設として地域移行や他法施設等への移行を促進  
（目標：地域移行3名 他法施設移行3名）
- (3) 男女別支援員室の統合により2階へも職員を配置し、受入れ可能者を増やす体制づくり

## 3 効率的・効果的な事業運営

- (1) 業務改善推進プロジェクトにより抽出された課題改善策や業務省力化の実施
- (2) 利用者の介護状況等に合わせた日課や変則勤務体制の見直し
- (3) 病院、診療科や施設間連携による通院グループの見直し・整理

## 4 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

- (1) 地域に対する施設機能の開放
  - ア 地域生活困窮者を一時的に受け入れ、健康と生活リズムの回復を図るとともに、入所希望者が施設集団生活を体験することで、スムーズな施設生活の移行を図る。
  - イ 地域住民や児童に対する紙漉き体験会の実施（年2回）
  - ウ 介護技術講習など地域住民のニーズに合わせたボランティア講習会の実施（年2回）
  - エ 地域清掃活動による地域貢献（月1回）

## 5 活気溢れる職場づくり

- (1) 接遇を重視し、挨拶や言葉遣いを職員同士で注意しあう、明るく笑顔ある職場づくりの推進
- (2) 施設（養護老人・救護）の相互応援や人事交流による情報共有・連携の強化



## 4 東山母子生活支援施設（東山ファミリーホーム）

### 【運営方針】

DV被害や虐待など身体的、精神的に様々な課題を抱えて入所した母子に対して安全な生活環境を提供し、多様な課題の解決、母子の自主性を尊重した自立に向けて、児童の健全な成長発達と母親の生活、養育、就労を援助する。

また、虐待防止等に関する職員の資質向上を図り、社会的養護を担う施設として関係機関から選ばれる施設づくりを行い、定員充足を図る。

### 【事業計画】

#### 1 施設サービスの充足

##### (1) 自立をめざした利用者支援

ア 自立目標を設定（2カ年）し、母子のめざす自立への支援

イ 関係機関（京都ジョブパーク・マザーズジョブカフェ等）の活用による母親の就業促進・支援

・就労セミナー等の受講及び求職者支援制度の活用

・就業促進活動等への同行支援

ウ 保育支援の充実

就業活動時や緊急時等の母親のニーズに応じた補完保育と母親のリフレッシュを目的とした一時保育の実施

エ 家事支援、居室片付け手伝い等家庭生活へのサポート実施

オ 児童支援の充実

・就労等の理由で下校時の適切な保育が受けられない児童（小1～小6）を対象とした学童保育（ドリームクラブ）の実施

・中高生を対象とした、ケーキ作りや編み物等の余暇支援や学習支援の実施

・夏期等学校休業中の動物園・キャンプ等施設外活動行事の実施や参加

##### (2) 母子支援の充実

ア DV被害者の母及び被虐待児に対する心理療法を取り入れた心理的ケアの実施（母1人あたり月2回の個別面接支援）

イ 小児科医による子育て相談の実施（年8回）

ウ サン・アビリティーズ城陽体育指導員による卓球教室の開催（月1回）

エ 親子参加事業「かるがもクラブ」の実施（年6回）

オ 3歳児までの乳幼児と母親を対象とした「ひよこクラブ」の実施（年4回）

カ 多様な野菜作りやおやつ作り等食育指導の実施

キ ボランティアの方とのウォーキング講習会やひな祭り等の季節行事の実施

(3) 事故及び虐待防止に向けた取組み

ア 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

イ ヒヤリハット事案の分析・検証による改善策実施

2 定員の充足への取組み

(1) 関係機関（各市町村福祉事務所等）との合同研修会や会議等での情報交換及び日常業務での随時相談等によるネットワークの強化

(2) 先進施設への視察など夜間支援体制の充実に向けた実行計画の策定と実施

3 業務改善方策の策定・実施

4 活気溢れる職場づくり

(1) 笑顔による挨拶の励行

(2) 共有スペースへの生け花や児童作品展示等による明るい雰囲気づくり

## 5 視力障害者福祉センター

### 【運営方針】

視覚障害者の職業的自立を支援するための、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師養成施設として、国家試験の全員合格や卒業後の就労を目標においた教育訓練の充実、強化を図るとともに、利用者が安心して勉学に取り組める環境づくりに努める。

また、利用者増の取組みや運営の効率化、人材育成、施設の地域開放等に積極的に取り組み、収支バランスのとれた経営を行えるよう業務改善に取り組む。

また、当センター利用者を中心に、新たに開設した指定特定相談支援事業所（自主事業）によるサービス等利用計画の作成等の計画相談支援サービスを実施し、それぞれに抱える課題や目標への効果的な支援を行うこととする。

### 【事業計画】

#### 1 安心安全な福祉サービスの提供

##### (1) 施設サービスの充実

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の国家資格取得に向けた教育訓練の充実

受験者を対象とした補習授業や模擬試験の実施

目標合格率

| あん摩マッサージ指圧師 | はり師  | きゆう師 |
|-------------|------|------|
| 100%        | 100% | 100% |

イ 授業の質の向上をめざした授業内容改善会議の実施（年2回）

ウ 視覚障害者の社会的・経済的自立支援の促進

- ・ 治療院等への「職場見学会」の実施
- ・ 就労支援員等による卒業予定者等への就職先斡旋の実施
- ・ 京都府視覚障害者協会と連携し、利用者向け「パソコン講習会」の実施
- ・ 利用者向けの施術者マナー、AED講習会の実施

##### (2) 安心安全な環境整備

ア 各種危機管理マニュアルの整備・充実

イ 事故防止検討委員会（毎月開催）による事故・ヒヤリハット事例の分析並びに日常的な点検及び対策の実施

ウ 障害者虐待防止マニュアルに基づく研修受講及びチェックリストによる点検（年1回以上）

#### 2 定員の充足及び利用者増・収入増の取組み

○ 利用者増の取組み（目標：50人）

(1) 体験見学会の開催（年2回）

(2) 病院や福祉事務所の訪問による施設紹介と利用者斡旋要請の取組み

- (3) 入所試験日程や聴講生募集期間の弾力的な運用
- (4) 長期休業中における利用者に対するフォローアップ講習の取組み

### 3 効率的・効果的な事業運営

- (1) 業務改善施設プロジェクト会議を中心に課題解決策を検討し、業務改善を推進
- (2) 実技一人体制の一部実施（新規 8時間/週）

### 4 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

- (1) 地域住民対象のあん摩・はりの臨床実習の実施
- (2) 地域あん摩奉仕の実施（11月上旬）
- (3) 老人福祉施設を訪問し、あん摩奉仕の実施（年1回）
- (4) 指定特定相談支援事業所による計画相談支援サービスの実施（自主事業）

### 5 活気溢れる職場づくり

- (1) 職員間や利用者との間のコミュニケーションを増やし、気持ちの通い合った明るい職場づくりをめざす。
- (2) 法人の提案制度への積極的参加及び施設内業務改善提案制度の実施

## 6 桃山学園

### (1) 障害児入所施設

#### 【運営方針】

障害がある児童の自立生活に必要な基本的な生活習慣や知識・技能が身に付くよう療育活動を積み重ね、児童の健やかな成長と家庭復帰・社会的自立を支援する。

特に、強度行動障害特別処遇事業等特色ある取組みを強化するとともに、短期入所事業の送迎サービスを新たに開始することや特定相談支援事業所の開設等を行い、より多くの児童に対して支援を行い、定員充足につなげる。

また、ヒヤリハット事案報告の徹底とその分析・検証を行うとともに、直ちに改善等を講じて、人権擁護や虐待防止に関する職員意識の醸成に一層努めるなど、地域からの信頼を得、選ばれる施設づくりをめざす。

#### 【事業計画】

##### 1 安心安全な福祉サービスの提供

###### (1) 児童に対するサービスの充実

- ア 児童一人ひとり年齢や障害特性、発達段階に応じた個別支援計画の策定と見直し（年2回以上）
- イ 関係機関の協力のもと、児童の健全育成を目的とした性教育の取組み実施
- ウ 関係機関との連携のもと、強度行動障害を示す児童の行動軽減を目的とした、個別支援プログラムの実施
- エ 八幡支援学校等と連携し児童の希望や障害特性に応じた進路指導や退所先訪問等のアフターケアを実施
- オ 成人施設への移行を含め、家庭復帰や社会的な自立が出来るよう生活支援や療育活動の実施及び保護者支援（個別相談、成人施設との調整、体験入所付き添い等）実施
- カ 保護者会である「桃親会」の運営に協力するとともに、保護者からの意見を施設運営に生かす

###### (2) 事故及び虐待防止に向けた取組み

- ア 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応
- イ 「事故防止委員会」による検証と改善策強化

###### (3) 安心安全な環境整備

- ア 施設周辺の清掃活動を実施（月2回）
- イ 危険箇所・破損箇所を点検（随時）

## 2 定員の充足及び収入増への取組み

- (1) 児童相談所や学校・地域相談支援事業所への訪問や情報交換による施設利用促進（定員30名）
- (2) 短期入所利用増をめざした学校学園間の送迎サービスの実施（目標：登録児童30名）
- (3) 虐待防止や人権意識向上のために外部研修の参加並びに園内研修を実施し、職員の資質の向上に努め、関係機関との信頼関係の構築

## 3 効率的・効果的な事業運営

- (1) 業務改善方策の策定・実施
- (2) 児童の通学送迎ニーズに合わせた変則勤務時間帯の見直し
- (3) 記録システムの活用による職員間での情報共有の徹底

## 4 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

- (1) 相談支援事業所開設によるサービス利用計画の策定（新規）
- (2) 学園見学会及び相談会の実施（月1回）

## 5 活気溢れる職場づくり

- (1) 挨拶の励行（引継ぎ時挨拶唱和等）
- (2) 引継ぎ時に一日の目標を伝え、職員間連携強化を図る。
- (3) 職場の活性化を目的とした取組みの実施  
5 S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続実施

## 6 桃山学園

### (2) 児童養護施設

#### 【運営方針】

社会的養護を必要とする児童が健やかに成長し、豊かな人間性や社会性を養い、自立や家庭復帰ための支援を行う。

特に、中学・高校生の学習支援を充実させ、学力の向上と知識の修得を図るとともに、登校支援等各児童が持つ個別課題の克服に取り組んでいく。

また、就労体験等を通じて、施設内ではなく地域社会での生活を送る上で必要な知識や感覚の取得についてのサポートも行い、自立に向けた児童の意欲向上にも努める。

さらに、職員に対してはヒヤリ・ハット事案報告の徹底と、その分析・検証を行うとともに直ちに改善等を講じて、人権擁護や虐待防止に関する職員意識の醸成に一層努めるなど、地域からの信頼を得、選ばれる施設づくりをめざす。

#### 【事業計画】

#### 1 安心安全な福祉サービスの提供

##### (1) 施設サービスの充実

ア 定期的に児童の個別面談を実施し、思いや悩みを聴き、安心できる環境の充実

イ 学習支援の充実

- ・児童指導補助員・学習ボランティアによる学習支援の強化
- ・中学生、高校生の学習塾を積極的に活用した社会的自立

ウ 自立を目指した支援の充実

- ・協力団体との連携による社会的自立に向けての取組みとして交流会開催(月1回)、面談、就労体験、職場見学の実施(年2回)
- ・関係機関との連携による児童の希望や特性に応じた進路指導
- ・社会生活に必要な知識の取得(金銭管理、社会手続き、人としての礼儀、交通ルール等)
- ・退所先訪問や個別相談等アフターケアの充実

エ 被虐待児童、暴力問題・発達障害児童等個別課題の支援強化

- ・心理担当職員と精神科医による心理ケアの継続実施
- ・家庭支援専門員による家族や児童相談所、学校との課題調整の継続実施

オ 児童の年齢や課題に合わせた個別自立支援計画の策定と見直し(年2回)

カ 「生活のきまり」に沿った生活ルール遵守指導の徹底(児童との話し合い等)

##### (2) 事故及び虐待防止に向けた取組み

ア 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

イ 「事故防止委員会」による検証と改善策強化

## 2 定員の充足及び収入増への取組み

- (1) 関係機関への定期訪問による定員情報の発信（定員30名）
- (2) 契約市町村の拡大等による子育て支援事業等の利用児童増
- (3) 部屋の改修による一時保護、子育て支援事業の受入体制の拡充
- (4) 虐待防止や人権意識向上をめざした外部研修への参加及び園内研修の実施

## 3 効率的・効果的な事業運営

- (1) 業務改善方策の策定・実施
- (2) 学校関係書類事務の見直し（起案決裁の見直し）
- (3) 記録システム活用による職員間での情報の共有及び会議録等の業務の省力化

## 4 多様なニーズに応じた福祉事業の実施

- (1) 子育て支援事業の受入れによる地域福祉サービスの提供
- (2) 年少児童の家庭復帰後のアフターケアの充実
- (3) 地域子育て支援機関（福祉事務所、伏見区本所地域子どもネットワーク、民生児童委員等）との連携強化をめざした子育て相談会への参画

## 5 活気溢れる職場づくり

- (1) 挨拶の励行（引継ぎ時挨拶唱和等）
- (2) 引継ぎ時に一日の目標を伝え、職員間連携強化を図る。
- (3) 職場の活性化を目的とした取組みの実施  
5 S運動（整理・整頓・清掃・清潔・整容）の継続実施



## 7 こども発達支援センター

### 【運営方針】

京都府南部地域における障害児療育の中核的拠点として、診療・療育・相談支援について専門スタッフの連携による総合的な児童発達支援サービスの提供に努め、こども達の健やかな成長と発達をめざす。昨年度から新たに開始した相談支援事業と保育所等訪問支援事業を更に強化し、児童発達支援センターとしての機能充実を図る。

発達障害に関する講演会の開催、関係機関への講師派遣及び地域療育へのサポートにも取り組む。

利用者サービスとのバランスを考慮しながら、経営の安定化に向けて、これまでの取組みを進めていく。

### 【事業計画】

#### 1 安心安全な福祉サービスの提供

##### (1) 施設サービスの充実

ア 発達障害児に対する効率的な診療体制の構築

（目標：初診待機期間の短縮 2ヶ月以内）

イ 発達に応じた適切な療育プログラムの提供

ウ 保護者支援の充実

・通園児保護者対象学習会の実施（年6回）

・発達障害学習会の開催（年2クール/1クールあたり4回実施）

・ペアレントトレーニングの実施（年2クール/1クールあたり8回実施）

##### (2) 計画的な設備整備の実施

ア 遊具等設備の定期点検実施

イ 環境美化活動の実施（草刈り等・年3回以上）

##### (3) 事故及び虐待防止に向けた取組み

ア 事故・ヒヤリハットや苦情等に対する「報告・連絡・相談」の徹底による早期対応

イ 「事故防止委員会」による検証と改善策強化

#### 2 定員の充足及び利用者増への取組み

##### 利用者増の取組み実施

ア 通園児童の発達に応じたグループ化等による保育内容の充実と保育日数の増

（目標：福祉型日々通園児30名、医療型契約5名増、重心契約1名増）

イ 外来診療におけるセラピーの効率的な予約の実施

医師との連携強化（目標：セラピー予約件数 1日あたり7件）

- 3 効率的・効果的な事業運営
  - (1) 業務改善方策の策定・実施
  - (2) 会議運営や記録業務の簡素化・効率化による時間外勤務の削減
  - (3) 多職種のチームアプローチによる、より効果的なサービス提供の実施
  
- 4 多様なニーズに応じた福祉事業の実施
  - (1) 相談支援事業、保育所等訪問支援事業の充実
    - ア 新規通園児に対する個別相談の継続実施
    - イ 障害児が集団生活を営む保育園等に専門職を派遣し、当該施設における集団生活への適応のための専門的な支援の実施
  - (2) 地域支援事業の実施
    - 支援学校や地域療育教室への職員派遣、研修会等への講師派遣
  - (3) 一般府民対象の「発達障害講演会2015」開催（年2回）
  
- 5 人材の育成と確保
  - (1) 専門性向上のための効率的な資格取得の推進
  - (2) 所内研修の実施（年6回）
  - (3) 各専門職における実習生の受入れ
  
- 6 活気溢れる職場づくり
  - (1) 挨拶の励行
  - (2) 研究発表の奨励
  - (3) 朝会前のラジオ体操実施

## 8 発達障害者支援センター

### 【運営方針】

京都府における発達障害者支援の専門的・中核的拠点施設として、発達障害のある本人とその家族が地域で安心して豊かに生活できるよう、発達障害についての理解と支援を深めるとともに、府内6カ所の圏域支援センターや相談支援事業所等との連携を強化し、京都府担当行政と共に京都府全体（京都市を除く）の支援体制づくりやバックアップ支援、困難事例への対応等に取り組む。

また、職員の資質・専門性の一層の向上を図り、支援センターとしての機能の充実・強化を図る。

### 【事業計画】

- 1 専門性の高い相談支援の実施
  - (1) 発達障害者支援の専門的・中核機関としての機能強化
    - ア 京都府内の支援体制づくり
    - イ 発達障害専門研修の実施
    - ウ 他機関、事業所等へのコンサルテーション機能の充実
- 2 発達障害の理解促進と普及啓発
  - (1) 普及啓発事業
    - ア 府民を対象とした公開講演会の開催（年1回）
    - イ ホームページ等によるタイムリーな情報提供
- 3 効率的・効果的な事業運営
  - (1) 関係機関・団体との連携強化
    - ア 連絡協議会等各種会議の開催
    - イ 自立支援協議会、関係機関等の会議への積極的参加
- 4 多様なニーズに応じた福祉事業の実施
  - (1) 専門的・中核的拠点としての役割分担・連携体制の明確化
    - ア 京都府内（京都市を除く）の支援体制整備
    - イ 専門相談機関としての資質・専門性の向上
  - (2) 圏域支援センター等へのバックアップ支援
    - ア 圏域支援センターへの支援
    - イ 相談支援事業所等への支援
  - (3) 支援者等に対する人材育成の充実
    - ア 支援者養成事業の実施（年1回）
    - イ 各種専門研修の実施
    - ウ その他研修の企画運営

## 9 在宅福祉支援センター

### 【運営方針】

多様なニーズを持つ利用者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、法人のスケールメリットを活用した包括的な在宅福祉サービスを提供する。

そのため、すでに開所している相談支援事業所TOMOと居宅介護・重度訪問介護事業所ホームヘルプステーションゆうとを総合的に管理し、今後も引き続き多くのニーズに応えることができる新たな事業に取り組む。

### 【事業計画】

#### 1. 相談支援事業所TOMO

##### (1) 事業の運営方針

施設から地域生活への移行を希望する方や障害福祉サービスの利用調整が困難な方に対し、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けた相談支援を行う。

また、近隣の福祉施設や病院、地域の居宅介護事業所他多くの関係機関からの利用希望を受けているため、今後も一層、城陽市自立支援協議会など関係機関との連携を強め、ネットワークを構築することで利用者個々の地域生活移行とその定着を支援する。

##### (2) 利用者増への取組み

ア 法人内の障害者入所施設利用者に対する地域移行支援の実施

(生活介護事業所への継続通所支援、就労継続B型事業所等の利用支援など)

イ 在宅の障害者に対する日中生活介護事業利用への支援

ウ 関係機関（医療機関、関係市町、福祉事業所）や他事業所との情報共有

計画相談件数 (目標：90名 / 新規利用者支援40名 継続支援50名)

地域移行支援・地域定着支援者数 (目標：3名)

#### 2. 居宅介護・重度訪問介護事業所ホームヘルプステーション ゆう

##### (1) 事業の運営方針

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らすことや支える家族をサポートするため平成26年11月に開設した事業所であり、今年度は、更に多くの方々に利用いただけるよう広報や関係機関との連携に努めることとする。

また、在宅介護における専門性を高めるよう、職員の人材育成にも力を入れることとし、サービスの資質向上と安定的な運営をめざす。

(2) 利用者増への取組み

- ア 計画と実績の定期検証による適切なサービス提供
- イ リスク管理等マニュアル整備及び訪問支援ハンドブックの作成による業務の標準化
- ウ 関係機関との定期協議によるニーズ調査と新規利用者確保のための経路開拓  
(医療機関、通所施設、就労支援事業所 等)
- エ 契約利用者数増 (目標：サービス提供総時間数400時間/月)

(3) 職員の人材育成

- ア 事例検討会の定期開催(契約利用者数分 年6回)
- イ サービスの資質の向上に向けた事業所内研修の実施(年6回)  
(介護スキル、接遇、虐待防止、法令、人権意識を高める研修 等)

### 3 活気溢れる職場づくり

- (1) 笑顔による挨拶の励行
- (2) 職場の活性化を目的とした取組みの実施





<http://www.ksj.or.jp/>



社会福祉法人京都府社会福祉事業団

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地  
京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）6階  
TEL:075-222-2212 FAX:075-222-2236